

令和3年6月15日  
事務連絡

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

### 月次支援金登録確認機関に関する変更事項について

平素より本会の運営にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

「中小企業庁からの要請による月次支援金の登録確認機関への登録及び事前確認実施への協力について」（日行連発第256号令和3年6月2日付）でお知らせいたしました「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金における事前確認への協力依頼」の内容に一部変更がありましたので、取り急ぎご連絡いたします。会員への周知対応をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 事前確認に関する事務手数料について

事務手数料の支払基準について、従来よりも条件を緩和し以下のとおり変更いたします。

- =====
- ・月次支援金において月ごとに10件以上としていた条件について、単月ごとの条件を撤廃し複数月通算で10件以上と設定
  - ・一時支援金において30件に満たない場合に、月次支援金との合算を認める（合わせて30件以上と設定）
- =====

##### 2. 2021年新規開業特例の対象となる申請希望者への対応について

2021年新規開業特例の対象となる申請希望者（2021年1月～3月に開業した事業者等）については、2021年1～3月の事業収入の具体的な確認も必要となるため、同申請希望者の事前確認は事務局の登録確認機関で一元的に担うことにいたします。

その他の一般の登録確認機関においては、同申請希望者の事前確認は行わないようご注意いただきたく、その旨を協力依頼文及び事前確認マニュアルに追記させていただきました。

※経済産業省HP（[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/jizen.html)）を必ずご確認ください。

### 3. 月次支援金の詳細資料の一部更新について

月次支援金の詳細資料を以下のとおり一部更新し、下記 URL にて公開いたしました。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/pdf/getsujishien.pdf?0611](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/getsujishien.pdf?0611)

- 
- ・特例申請の受付開始は 6 月 30 日の予定
  - ・5 月分の協力金の対象、対象措置実施都道府県以外の人流影響の V-RESAS の分析結果のスライドを追加
- 

### 4. 給付規程・申請要領の公表について

月次支援金に関する給付規程（案）・申請要領を、下記 URL にて公開いたしました。

給付規程（案）：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/pdf/kyufukitei.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/kyufukitei.pdf)

申請要領：<https://ichijishienkin.go.jp/>

※給付規程（案）の第 2 章に月次支援金についての記載がございます。申請開始までに部分的に修正が入る可能性があります。

※申請要領につきましては、新たに給付対象の早わかりガイドを追加（4P）しております。

以上